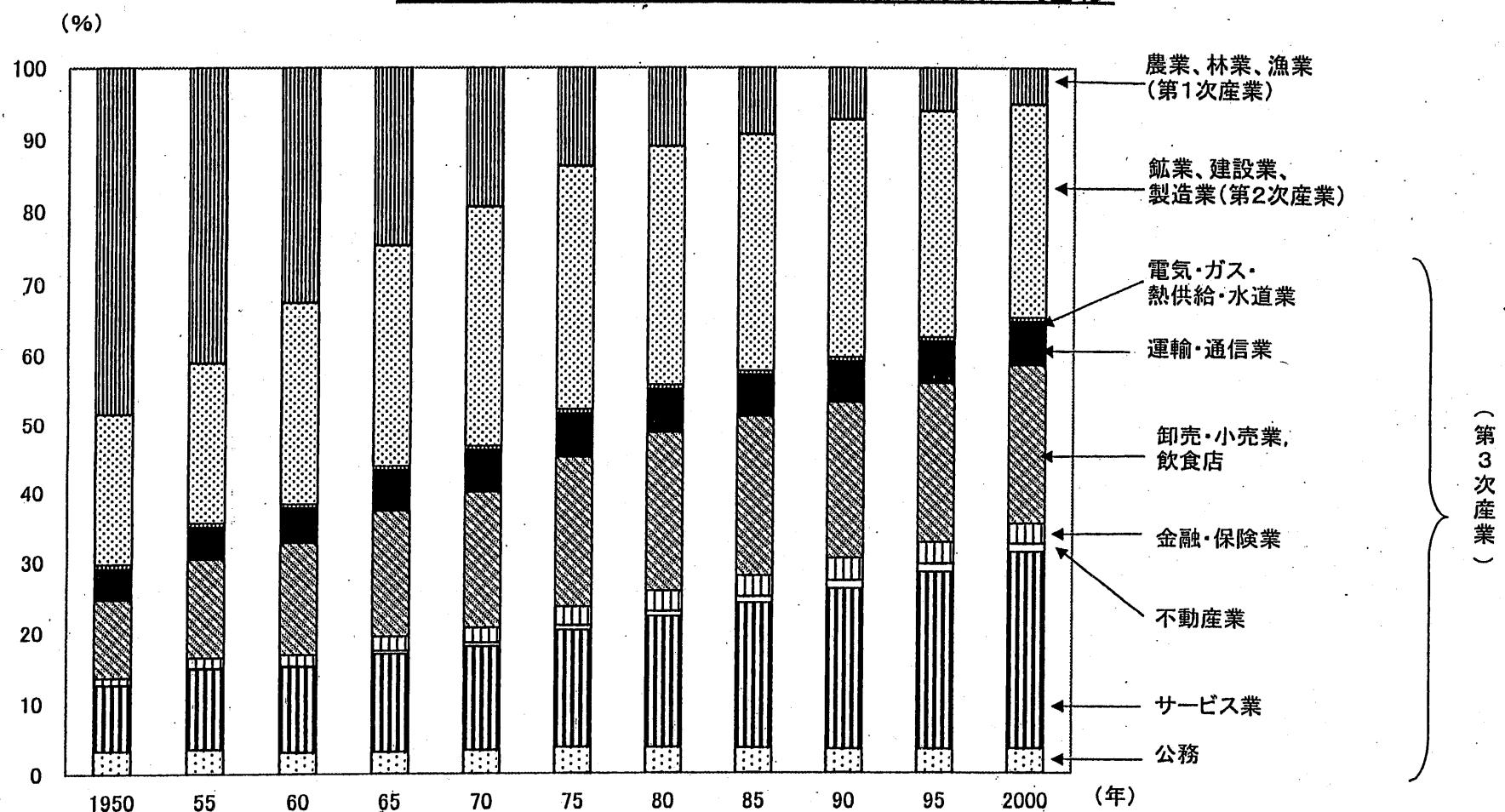


最低賃金制度を取り巻く環境変化

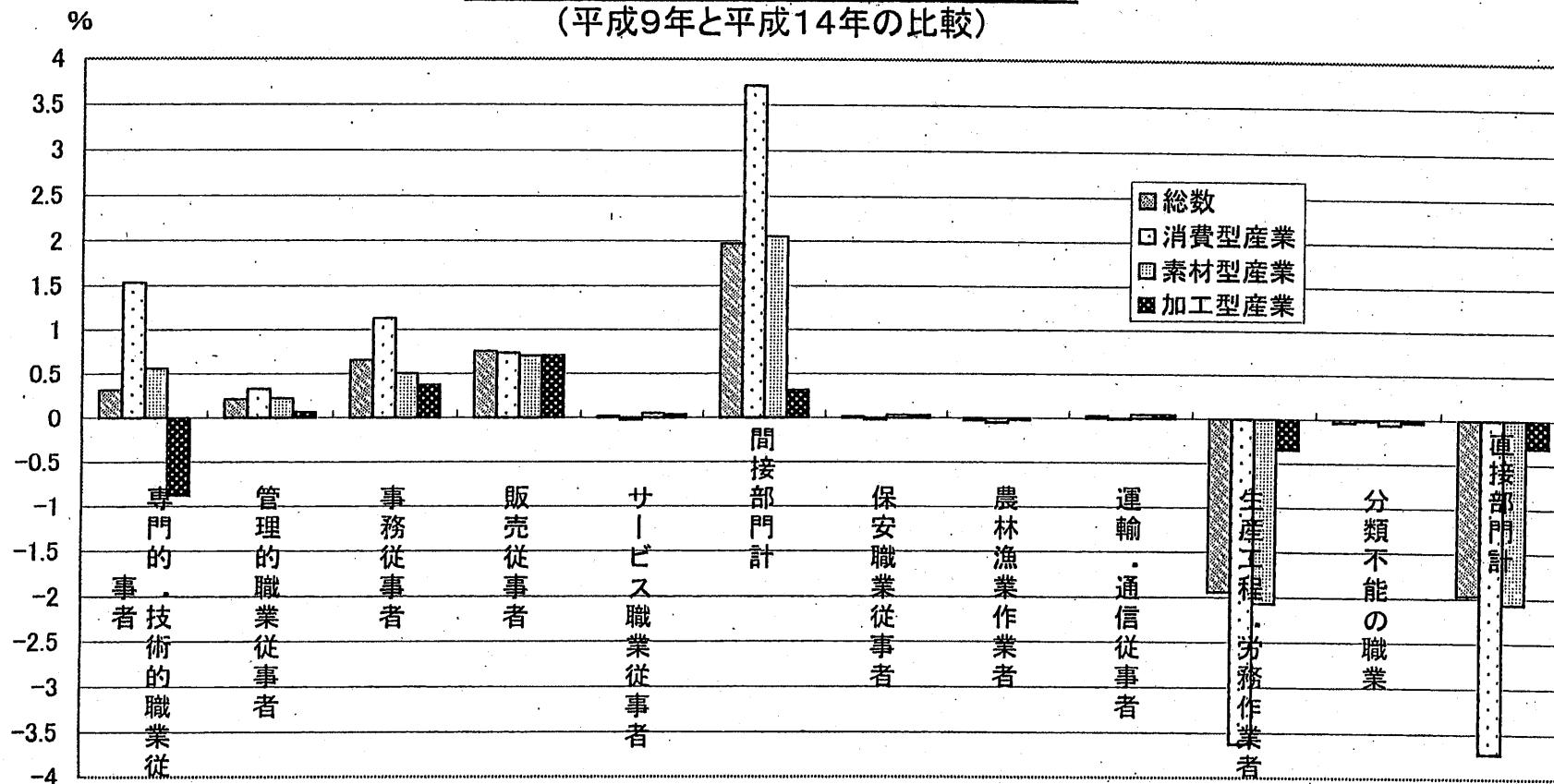
就業者数に占める産業別構成割合の推移



資料出所 総務省統計局「国勢調査」

製造業の部門別就業構造の変化

(平成9年と平成14年の比較)



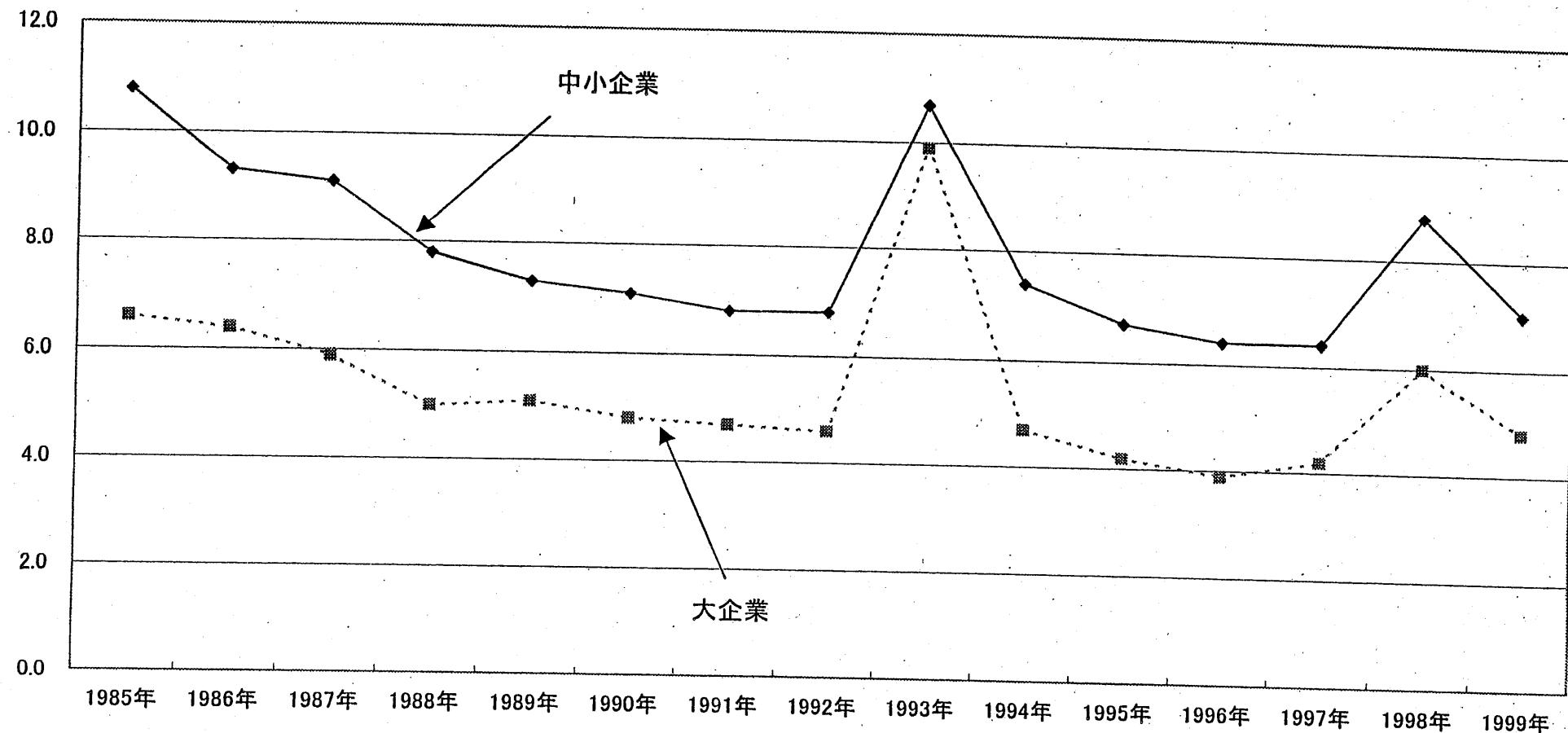
(注)1. グラフは、平成9年と平成14年の就業者の構成比の差を示したもの。

2. 素材型産業とは、パルプ・紙・紙加工品工業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、窯業・土石製品工業、鉄工業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、消費型産業とは、素材型産業、加工型(機械)産業以外の製造業である。

(資料)総務省統計局「就業構造基本調査」

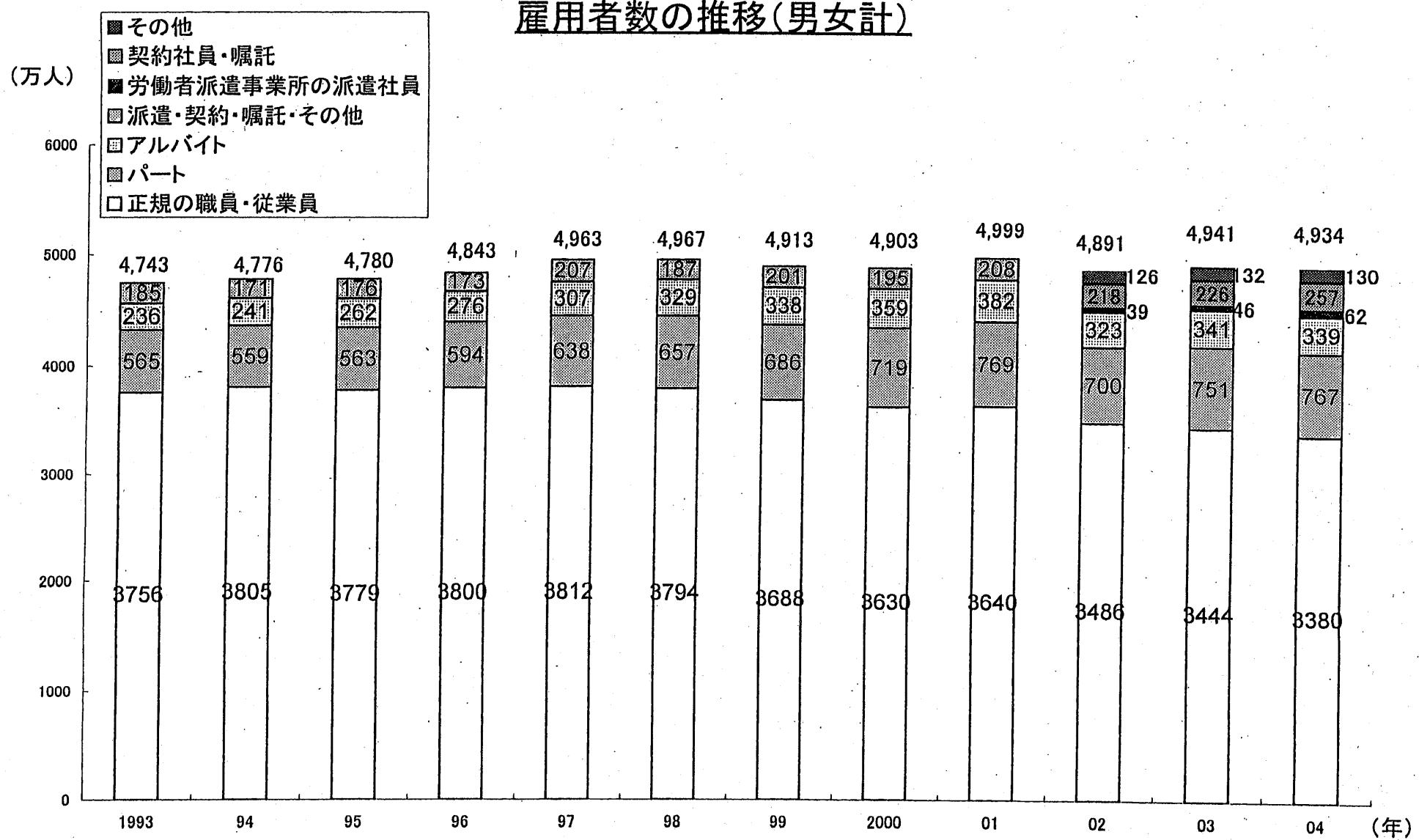
規模別業種転換割合

(%)



出所:中小企業白書2002年版

- (注)1. 経済産業省「工業統計表」を再編加工したものである。
- 2. 従業員3人以下の企業は含まない。
- 3. 中小企業とは従業者数300人以下の企業を指す。
- 4. 業種転換率=各年度において業種転換を行った事業所数／年度初における事業所数
- 5. 業種転換は日本標準産業分類細分類ベースで見ている。
- 6. 1993年度に日本標準産業分類の改訂が行われているため、特異値となっている。



(資料出所)総務省統計局「労働力調査特別調査」、「労働力調査(詳細集計)」

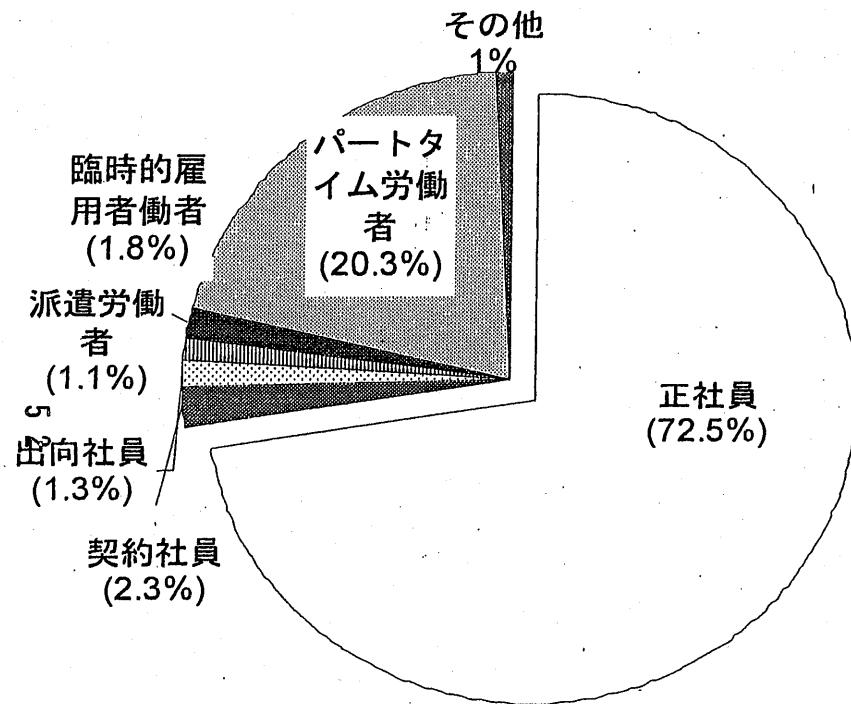
(注)1.各年2月、2002年以降は1~3月平均。

2.2002年以降「派遣・契約・嘱託・その他」が「労働者派遣事業所の派遣社員」、「契約社員・嘱託」、「その他」に細分化されている。

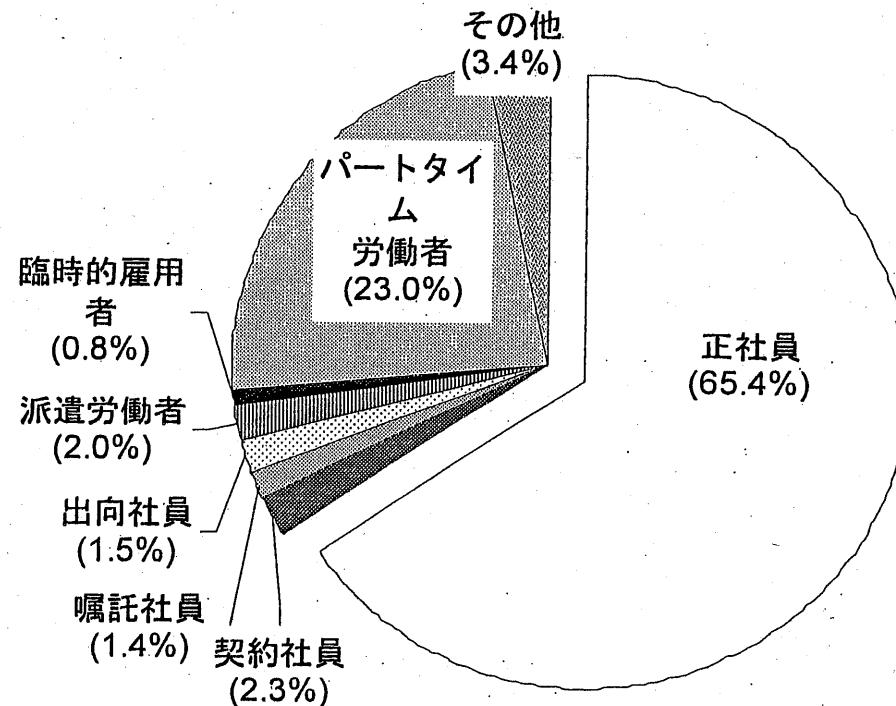
3.会社等の役員を除く雇用者を勤め先での呼称によって「パート」「アルバイト」「派遣・契約・嘱託・その他」「労働者派遣事業所の派遣職員」「契約社員・嘱託」「その他」の6つに区分している。

労働者の就業形態(平成11年、平成15年)

平成11年



平成15年



就業形態の多様化に関する総合実態調査

用語の定義

正社員：雇用している労働者で雇用期間の定めのない者の中、パートタイム労働者や他企業への出向者などを除いた、いわゆる正社員

契約社員：特定職種に従事し専門的能力の発揮を目的として雇用期間を定めて契約する者

嘱託社員：定年退職者等を一定期間再雇用する目的で契約し雇用する者

出向社員：他企業より出向契約に基づき出向してきている者。出向元に籍を置いているかどうかは問わない。

派遣労働者：「労働者派遣法」に基づく派遣元事業所から派遣された者。「登録型」とは、派遣会社に派遣スタッフとして登録しておく形態。「常用雇用型」とは、派遣会社に常用労働者として雇用されている形態。

臨時的雇用者：雇用期間が1ヶ月以内の者又は日々雇用されている者。

パートタイム労働者：正社員より1日の所定労働時間が短いか、1週の所定労働日数が少ない者で、雇用期間は1ヶ月を超えるか、又は定めがない者。

その他：上記以外の労働者。